

平成23年度 県民活動団体活動助成事業

助成金募集案内

山口県を元気にする「県民活動」を応援します！



県民活動とは、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動などの営利を目的としない県民の自主的・主体的な社会参加活動をいいます。

人を思いやり、自然を愛し、環境を守り、文化を大切にしながら素晴らしい地域社会を県民一人ひとりが創造し、発展させていく……。きらめく山口を創造するみなさんの活動をやまぐち県民活動きらめき財団が応援します。

**応募
締切**

県民活動協働推進助成事業(3)国体県民運動分野 平成23年4月30日(土)

上記以外の助成事業 平成23年6月30日(木)



財団法人やまぐち県民活動きらめき財団

県民活動団体活動助成事業とは？

今、県民活動はまちづくりや福祉、教育、文化など公益的な幅広い分野で大きな力と役割を發揮しています。

当財団ではこれら県民活動を行う団体の自主的・主体的な活動に対して必要な経費を助成し、県民活動の振興と発展を支援しています。

助成対象となるのは？

- ・県内に事務所を置く県民活動団体及びNPO法人
- ・コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動を行う団体であって、組織の運営に関する規則（会則等）があり、継続的に活動を行っている、あるいは行う計画のある団体です。活動のジャンルは問いません。

※ 「助成対象となる団体の条件」についての詳細は財団のホームページまたは助成金募集案内冊子をご覧ください。



1 助成プログラムについて

1 県民活動スタートアップ助成事業

団体の活動を立ち上げるため、もしくは新規の事業を立ち上げるための資金としてご活用いただけます。

県民活動団体が新たに取り組む普及啓発、活動の拠点整備、ネットワークの形成、研修及び人材養成などの事業に対して助成します。

(例) ・今年度から新たに普及啓発のための講演会を行いたい / 市内の同じジャンルで活動している団体を統合して新たな団体を発足したい など

| 助成率 | 助成金額 | 助成期間 | 事業実施期間 | 助成件数 |
|-----------------------|--------|------|--------------------------------------|-------------|
| 10分の10以内 (事業の100%) | 10万円以内 | 1年 | 平成23年4月1日から 平成24年3月31日までの間に実施する事業 | 予算300万円の範囲内 |

- ※ 国、県及びこれらの公社等外郭団体からの補助金等を受けている事業は対象になりません。
- ※ 過去に当財団から助成を受けた以後5年間は同一の団体で助成を申請することはできません。
- ※ 申請団体の事務局が行政機関・学校・公民館・市町社会福祉協議会等にあり、かつその事務を各機関の職員が主として行っている場合、助成対象になりません。

2 県民活動ジャンプアップ助成事業

10万円以上の規模で、活動の拡大が見込めるもの、また2年分の活動ビジョンが明確にされており、団体の活動や事業規模等でなんらかのステップアップが期待されるものであることが重要です。

県民活動団体が新たに取り組む広域ネットワークの構築、

活動の拠点整備、ネットワークを活用した地域の課題に対する先駆的・実験的な取組、当該団体の活動を定着、または規模を拡大するための研修・人材育成等の事業に2年間継続して助成します。

(例) ・組織基盤を確実なものとするため、計画的にスタッフの研修を行いたい / 県内の同じジャンルで活動している団体同士でネットワークを形成したい など

| 助成率 | 助成金額 | 助成期間 | 事業実施期間 | 助成件数 |
|-----------------------|-----------------------------|------|--------------------------------------|-------------|
| 10分の10以内 (事業の100%) | 10万円以上 20万円以内 (1年間当り) | 2年間 | 平成23年4月1日から 平成25年3月31日までの間に実施する事業 | 予算400万円の範囲内 |

- ※ 国及び県からの補助金等を受けている事業は対象になりません。
- ※ 対象は10万円以上の事業です。決算時に助成事業が10万円未満であった場合、助成金交付額を返還していただくことになります。
- ※ 申請団体の事務局が行政機関・学校・公民館・市町社会福祉協議会等にあり、かつその事務を各機関の職員が主として行っている場合、助成対象になりません。

3 県民活動協働推進助成業

行政、民間企業、他団体との協働ですすめていく事業が対象です。申請団体が単独で行う事業は該当となりません。

下記の3つのテーマに該当する事業で、団体単独でなく協働で行っていく事業に助成します。

- (1) 県が計画している「住み良さ日本一元気県づくり加速化プラン」(※1参照)の戦略に呼応して実施することにより相乗効果があり、かつ広域的な範囲に効果が期待できる事業
- (2) 県民活動団体と企業等の多様な主体との協働をコーディネートする人材や団体の育成を図る研修・セミナー・ミーティング等の事業
- (3) 2011年開催の「おいでませ!山口国体」等に係る県民運動(広報・花いっぱい・クリーンアップ・ボランティア育成などの活動)(※2参照)の推進事業

| 助成率 | 助成金額 | 助成期間 | 事業実施期間 | 助成件数 |
|-----------------------|--------|------|--|---|
| 10分の10以内 (事業の100%) | 50万円以内 | 1年 | 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで の間に実施する事業 | (1) 予算400万円の範囲内 (2) 予算150万円の範囲内 (3) 予算1,500万円の範囲内 |

※ 国及び県からの補助金等を受けている事業は対象になりません。

※1 平成22年度住み良さ日本一元気県づくり加速化プランに基づく助成対象事業



- ① 暮らしの安心・安全基盤の強化に係る事業
(安心できる医療体制充実のための事業/地域や食の安全対策の強化につながる事業/災害に強い基盤づくりを推進する事業)
- ② 次代を担う子どもたちの育成に係る事業
(子育て支援を充実させる事業/いじめ、不登校対策事業/地域で進める子どもたちの育成事業)
- ③ 多様なひとが活躍できる基盤づくりに係る事業
(若者が活躍できる環境づくり事業/生涯現役社会づくり事業/障害者が活躍できる社会づくり事業)
- ④ 多様な交流と新たな活力の創造に係る事業
(中山間地域振興対策事業/多彩な観光・交流推進事業)
- ⑤ 循環型社会づくりの促進に係る事業
(資源の地域内循環促進事業/地球温暖化対策事業/地産地消推進事業/自然環境の保全・活用事業)



※2 「おいでませ!山口国体」等にかかわる県民活動への助成対象事業について

- 広報活動～県内で行なわれている様々なイベントに参加し両大会をPRする活動、参加を呼びかける手作り看板やポスター、広報誌等の作成活動など
- 花いっぱい活動・清掃活動～メイン道路を国体推奨花で飾る地域の花いっぱい運動や街頭の整備、クリーンアップ作戦など。
- 大会運営ボランティアの育成活動～両大会の運営ボランティア参加への呼びかけや自主的な研修など
- その他～応援グッズ作成など

4 県民活動きらめきファンド助成事業

寄付者からの指定による助成事業ですので、この2つの分野に限って行っています。

寄付者からの指定を受けて、(1) 青少年育成分野の事業 (2) 自然・環境保全分野の事業 に助成します。

(例) ・子どもを対象としたスポーツワークショップを開催したい/河川環境の調査を行い報告書にまとめて広く市民に啓発したい など

| 助成率 | 助成金額 | 助成期間 | 事業実施期間 | 助成件数 |
|-----------------------|--------------------------|------|--|-----------------------------------|
| 10分の10以内 (事業の100%) | (1) 10万円以内 (2) 20万円以内 | 1年 | 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで の間に実施する事業 | (1) 予算20万円の範囲内 (2) 予算200万円の範囲内 |

※ 申請団体の事務局が行政機関・学校・公民館・市町社会福祉協議会等にあり、かつその事務を各機関の職員が主として行っている場合、助成対象になりません。

2 助成対象となる経費

- 報償費 (例) 講師、助言者、通訳者等への謝礼
※申請団体のスタッフ、役職員への報酬謝礼は対象外
- 旅費 (例) 交通費、宿泊実費など
※スタッフ等の活動に付随する日常的な交通費は対象外
- 備品費 (例) 事務机・機械・PC 機器等の購入費
- 消耗品費 (例) 消耗機材、短期間で使用される物品の購入費
- 印刷製本費 (例) 文書、報告書、チラシ等の作成経費
- 通信運搬費 (例) 物品の運送代、郵送代及び電話代等の経費
- 光熱水費 (例) 電気代、燃料代、水道代等の経費
- 借損料 (例) 機械や会場の借料、賃料(機材の借り上げ)、リース料、レンタル料等の経費
- 雑役務費 (例) 上記以外にかかる経費で事業の遂行に必要なもの(保険料、手数料等)
- 委託費 (例) 外部に発注する経費(音響機器の設置、イベント会場設営など)

3 選考までの流れ



申請書提出

- ①平成 23 年 4 月 30 日(土)
- ②平成 23 年 6 月 30 日(木)



審査会(書類審査)

- ①平成 23 年 5 月中旬
- ②平成 23 年 7 月下旬



審査結果通知

- ① 5 月下旬ごろ
- ② 8 月上旬ごろ

- ※ 審査は学識経験者、県民活動の有識者等で組織する審査委員会において書面による審査を行います。
- ※ 申請された団体には当財団から郵送にて審査結果を通知いたします。また、採択団体は当財団のホームページや報道機関等に公開します。
- ①は県民活動協働推進助成事業のうち(3) 国体県民運動分野 ②はその他の助成事業。

4 応募について

- 応募方法 応募は財団所定の様式を利用し、必要な書類等を添付して、**2部**(正本1部、写し1部)提出してください。提出は直接持参か又は郵送でお願いします。郵送の場合は封筒の表に「助成金申請書在中」と朱書きしてください。FAXやメールでの申請は受理できません。
- 詳細な募集案内や申請書様式の入手方法 申請様式は財団のホームページからダウンロードできます。また、事務局までお電話をいただくか、【団体名/送付先の郵便番号/住所/氏名/電話番号】を明記し、FAX又はメールでご請求いただければ申請様式がとじ込みとなった募集案内を送付いたします。
- 応募期限
 - ・ 県民活動協働推進助成事業 (3) 国体県民運動分野 ⇒ **平成 23 年 4 月 30 日(土)**
 - ・ その他の助成事業 ⇒ **平成 23 年 6 月 30 日(木)**※郵送の場合は当日消印有効です。直接持参される場合は、平日の事務所開所時間内で受け取ります。(開所時間は午前 8 時 30 分～午後 5 時まで)
- 応募先及び問い合わせ先

〒 7 5 3 - 8 5 5 5 山口市大手町 9 - 6 (山口県社会福祉会館 4 階)

財団法人 やまぐち県民活動きらめき財団

[TEL] 083-924-9090 [FAX] 083-924-9096 (電話受付時間: 平日の 8:30~17:00)

メール kirazd@nifty.com / ホームページ <http://homepage3.nifty.com/kirameki/>